

| 受理番号及び<br>受理年月日        | 所 管  | 件 名 及 び 要 旨   | 提 出 者  | 審査結果 |
|------------------------|------|---|--|------|
| 25 年－ 11<br>(25. 5.30) | 商工労働 | <p><b>平成 2 5 年度地域別最低賃金改正等に関する意見書の提出について</b></p> <p><b>▶理由</b><br/>労働基準法第 2 条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。</p> <p>こうした中、政府においては 2008 年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において中長期的な最低賃金の引き上げに向けた基本方向について合意し、2010 年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との目標が決定された。</p> <p>昨年は関係者のご努力により 7 円の引き上げとなったが、依然として鳥取県の地域別最低賃金は全国からみれば下位から二番目の水準となっている。</p> <p>賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、有効なセーフティネットとして十分に機能しているとはいえない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、その水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。</p> <p><b>▶陳情事項</b><br/>本陳情の趣旨を踏まえ、下記事項について国に対し、意見書を提出されるようお願いする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国においては、地方労働局に対し、未組織労働者やパートタイム労働者にも十分配慮した地域別最低賃金の適正な審議の確保とその審議結果に基づいた地域別最低賃金の周知徹底を図るよう指導すること。</li> <li>2. 地域別最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実を図り安定した経営を可能とする対策を講ずること。</li> </ol> | <p>日本労働組合総連合会鳥取県連合会<br/>会長 五十嵐 美知義<br/>(鳥取市天神町 30 - 5)</p> |      |

